

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則</p>	<p>令和3年4月1日に定時制の課程を置く市町村立高等学校（五條市立西吉野農業高等学校）が設置されることに伴い、県費負担教職員である職員の標準的な職等を定めるため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 市町村立高等学校職員の職制上の段階及び標準的な職 県費負担教職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第二条に規定する職員である市町村立高等学校職員の職制上の段階及び標準的な職について定めるもの。 (第1条関係)</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の
一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成
二十八年三月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第一欄中「県立学校職員」の下に「及び市町村立学校職員給与負担
法第二条に規定する職員」を加える。

第一条の表二の項第一欄中「県費負担教職員」の下に「（市町村立学校職員給与負担
法第二条に規定する職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行												
<p>(職務に係る標準的な職)</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和三十五年法律第百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第七十九条及び第八十二条において準用する第二十七条並びに奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十二年十一月奈良県教育委員会規則第八号）第三十一条の三及び第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="225 1469 759 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1469 368 1615">職務の種類</th> <th data-bbox="368 1469 647 1615">職制上の段階</th> <th data-bbox="647 1469 759 1615">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1615 368 2047">一 県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法第二</td> <td data-bbox="368 1615 647 2047">略</td> <td data-bbox="647 1615 759 2047"></td> </tr> </tbody> </table>	職務の種類	職制上の段階	標準的な職	一 県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法第二	略		<p>(職務に係る標準的な職)</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和三十五年法律第百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第七十九条及び第八十二条において準用する第二十七条並びに奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十二年十一月奈良県教育委員会規則第八号）第三十一条の三及び第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="842 1469 1377 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 1469 986 1615">職務の種類</th> <th data-bbox="986 1469 1265 1615">職制上の段階</th> <th data-bbox="1265 1469 1377 1615">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 1615 986 2047">一 県立学校職員が行う職務</td> <td data-bbox="986 1615 1265 2047">略</td> <td data-bbox="1265 1615 1377 2047"></td> </tr> </tbody> </table>	職務の種類	職制上の段階	標準的な職	一 県立学校職員が行う職務	略	
職務の種類	職制上の段階	標準的な職											
一 県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法第二	略												
職務の種類	職制上の段階	標準的な職											
一 県立学校職員が行う職務	略												

改 正 案		現 行	
<p>一 県費 負担教 職員（ 市町村 立学校 職員給 与負担 法第二 条に規 定する 職員を 除く。 ）が行 う職務</p>	<p>略</p>	<p>条に規 定する 職員が 行う職 務</p>	
<p>一 県費 負担教 職員が 行う職 務</p>	<p>略</p>		